

三回目質問

業務名称：ウクライナ向けヒートポンプ式暖房システムの調達及び設置業務（フェーズ2 ロット1）

（公告日：2026年1月23日 調達管理番号：25a00787）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

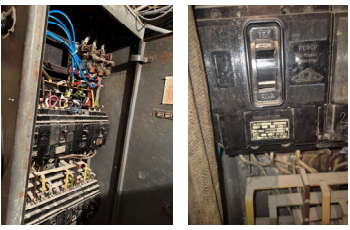

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	その他	資格及び契約に関して	<p>前回、弊社組織再編と資格の関係で質問させていただきましたが、スケジュール変更に伴い、再度質問がございます。</p> <p>・3月中の入札完了を予定していますが、入札書受付開始予定時刻が3月31日12時のため、4月に入ってから入札となってしまう可能性もございます。</p> <p>この場合、現在全省庁統一資格を有している（先日質問書に記載した名称でいう）現A社として入札することはできず、資格を有していない（先日記載した名称でいう）新A社として入札せざるを得ない状況になりますが、入札が無効になったり、契約違反になることはないでしょうか。</p> <p>なお、新A社(株)として、全省庁統一資格を取得する予定ですが、資格取得に必要な書類が4月中旬以降でないと取得できないものも含まれているため、新A社としてすぐに当該資格を取得することは難しい状況です。</p> <p>・スケジュール変更に伴い、3月中に入札した場合と4月に入札した場合のいずれの場合も、落札時には当該資格を有していない状態になってしまいますが、入札・落札が無効になったり、契約違反になることはないでしょうか。</p>	<p>入札会の日時は第2回質問回答及び第3回訂正公告の通り、4月16日に実施します。入札及び落札の無効及び契約違反は生じません。</p> <p>下記のとおり対応してください。</p> <p>・競争参加資格確認申請書を新A社の名義で提出してください。新A社では用意できない書類については現A社の書類での代替を認めますので、提出時、必ず吸収合併の事実を確認できる書類を添付して下さい。入札書の提出並びに入札会の参加に際しては、現A社の名義で利用者登録済みのICカードで参加してください。</p> <p>・落札した場合、「新A社」の名義・住所・代表取締役のお名前で契約締結いたします。</p> <p>なお、吸収合併を行われた法人については、機構のデータベースにある既存の団体情報の変更ではなく、新規団体情報登録を行う必要があります。したがって、法人番号および全省庁統一資格を取得次第、JICAHP「団体情報の登録について」を確認の上、「e_sanka@jica.go.jp」宛に団体情報登録の申請を行って下さい。</p> <p>なお、申請時には吸収合併により「現A社」の法人番号が無効になる旨をメールに付記してください。</p>
2	(第3回)訂正公告内 入札説明書 p. 28	別紙1-2 設置場所リスト (1/2)	<p>ウクライナ現地時間3月14日（土）未明、左記リストに含まれるID2のサイト近隣に位置するTPP（火力発電所）周辺において爆撃が発生し、当該サイトも爆風による間接的な被害を受けた旨、現地より報告を受領しております。</p> <p>かかる状況を踏まえ、ID2が引き続き本案件における設置場所として含まれるか否かにつき、ご教示賜れますと幸いです。</p> <p>仮に、ID2が引き続き設置場所に含まれる場合においても、（第三回）訂正公告に記載の既存の業務内容より変更は無いものと理解しておりますが、その点ご教示いただきたく存じます。</p> <p>加えて、仮にID2が設置場所の対象外となる場合には、代替となり得る設置候補地の有無につき、ご教示賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>ID2の状況を確認したところ、ヒートポンプ及び関連機材の設置に関係する設備への被害はありませんでした。よって、第三回訂正公告に記載の業務内容に変更はなく、ID2は引き続き本案件の設置場所に含まれます。</p>

二回目質問

業務名称：ウクライナ向けヒートポンプ式暖房システムの調達及び設置業務（フェーズ2 ロット1）

(公告日：2026年1月23日 調達管理番号：25a00787) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

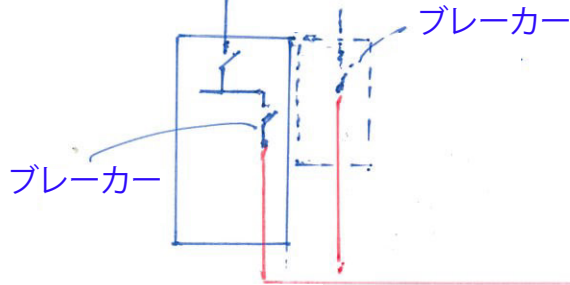
独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	その他	製品保証期間	製品に関する保証期間は、特に記載ありませんでしたが、通常ウクライナ国内販売の保証期間を適用することで問題ありませんでしょうか？	製品に関する保証期間については、通常のウクライナ国内販売の保証期間に関わらず、据付工事が完了した日から1年とさせていただきます。
2	その他	本格稼働前の立ち合い	今回の据付工事は、春先ですが、通常ヒートポンプ暖房の本格稼働は、秋以降になるのでその際にも現地での立ち合い確認など必要になりますか？	秋以降の本格的なヒートポンプ稼働開始時に受注者が現地で立会い確認をする必要はありません。ただし、据付工事後に据付先施設へ取扱い方法の説明を行ってください。
3	その他	契約に関して	第4 契約書（案）請負契約書について、契約締結前に、もし修正を希望する箇所があれば、修正することは可能でしょうか。	第4 契約書（案）請負契約書の修正は認めません。
4	その他	資格及び契約に関して	<p>全省庁統一資格及び契約に関する質問です。</p> <p>当社（以下「現A社」といいます）は、吸収分割を行います。現A社M部が営む事業に関して有する権利義務については、B社に承継させることを決定し現A社及びB社との間で、吸収分割契約を締結しました。</p> <p>かかる吸収分割に伴い、現A社M部で管理する、貴機構と現A社との間のご契約関係及び当該契約に基づき発生した現A社の権利義務はすべて、かかる吸収分割の効力発生日（2026年4月1日）を予定しております。）をもって、B社に承継させていただくことを予定しております。なお、2026年4月1日をもって、B社は商号を「C社」に変更する予定です（以下、2026年4月1日以降に、商号を「C社」に変更したB社を「新A社」といいます）。</p> <p>仮に当社（現A社）が落札でき、3月末までに当社（現A社）として契約が締結できた場合、当該契約は、貴機構ご確認の上、B社（新A社）に承継される予定です。ただし、B社は、現在全省庁統一資格を取得していません。当該資格はB社（新A社）に引き継ぐことができないため、納入時（契約の履行時）には資格を有していない状態となる可能性があります。この場合でも、入札や落札が無効になったり、契約違反になることはないでしょうか。また、もし上記が問題ない場合、年度内の3月末までに契約締結したいと考えておりますが、可能でしょうか。</p> <p>何らかの理由で現A社として3月末までに契約締結が完了しなかった場合、落札は当該資格を有する現A社、契約締結は当該資格を有していないB社（新A社）となる可能性があります。この場合でも、落札や契約締結は可能でしょうか。</p>	<p>左記について、入札及び落札の有効、契約違反は生じません。ただし、選定スケジュール上契約締結日は4月になりますので、下記の通りご対応ください。</p> <p>・本件の入札会は、競争参加資格確認申請書を提出した社名で参加してください。 ・落札した場合、吸収合併の事実を確認できる書類をご提出いただき、「新A社」の名義・住所・代表取締役のお名前を契約締結いたします。</p> <p>なお、吸収合併を行われた法人については、機構のデータベースにある既存の団体情報の変更ではなく、新規団体情報登録を行う必要があります。したがって、法人番号および全省庁統一資格を取得次第、JICAHP「団体情報の登録について」を確認の上、「e_sanke@jica.go.jp」宛に団体情報登録の申請を行ってください。</p> <p>なお、申請時には吸収合併により「現A社」の法人番号が無効になる旨をメールに付記してください。</p>
5	別紙参考 機材リスト p.37-p.50	入札説明書に関する質問と 回答 通番3	<p>質問回答表、通番3にて電力量の増強は施設側で行うとの回答がありますが、具体的には落札者の電源工事の請負作業は分電盤の設置、そしてその分電盤への空調電源の接続と理解しております。更に申し上げると分電盤の一次側(グリッド側)については電源線の引き込みなど一切の作業は行わずに良いとの認識でおりますが、同認識に相違ないか確認させていただきます。</p> <p>(例としてID6に於いて既設の電源入力パネルが非常に古いことから、導入機材の運用に当たり保護機能を備えた並列電源ボードの設置が必要であることが判明しております。その為受注者としては他サイトにても同様の事例が確認出来る場合は施設側で改善に向けた対応をなされるとの前提で工事を進めたく存じます。)</p> <p>※ご参考：ID6 既存電源入力パネル（現地視察時撮影）</p> 	<p>受注者の電源工事の請負作業は、分電盤の設置、そしてその分電盤への空調電源の接続という点は理解の通りです。ただし、分電盤の一次側への電源線の引き込みは受注者にて対応が必要で、設計図通り既存の配電盤から新設するヒートポンプ用の配電盤を、本契約の業務範囲に含め積算して下さい。</p> <p>左記の質問を受け、据付先施設及び受注者の工事区分について補足します。</p> <p>ヒートポンプの電気系統は「①1次側グリッド→②配電盤（既設）又は並列電源ボード（新設）→③ヒートポンプ用分電盤（新設）→④ヒートポンプ（新設）」を接続する配電盤で構成されていますが、②の設置、及び①と②を接続する配電盤は据付先施設の対応となります。③の設置、及び②のブレーカーから③の配電盤と接続、③と④の配電盤と接続は受注者の業務範囲となります（別添電源工事区分の補足資料の通り）。</p> <p>したがって左記のID6について、導入機材の運用に際し並列電源ボードの設置が必要である場合は、施設側で対応します。他サイトでも同じ事例が判明した場合、受注者はJICAへ報告して下さい。</p>
6	別紙参考 機材リスト p.37-p.50 訂正公告内 入札説明書 p.19	システム図(電気設備)(機 械設備) 第2 業務仕様書(案) 6. 成果物・業務提出物等	<p>機器設置完了までに電力量の増強工事が間に合わなかった際、試運転等の性能検査はどのように行うかご教示ください。</p> <p>また受注者責任で備えない形で性能検査が実施できない場合、対応可能な書類のみの提出を以て「見做し」の形で業務完了として頂たく存じます。上段に加えて、方が一電源増強工事における許可取得などに時間を要し、それら起因する形で業務完了を延期せざるを得ない際は、受注者側にて発生する恐れのある当初の工事想定期間を超えた期間の作業員の確保や設備のレンタル等に係る追加費用の発注者様へのご請求につき協議頂く機会を設けて頂たく存じます。</p>	<p>機材設置完了までに電力量の増強工事が完了しなかった場合は、据付先施設が発電機をレンタルする等、一時的に電力を確保し、試運転等の立会検査を行います。したがって、書類のみの提出による見做し検査は想定していません。なお、立会検査時、一時的に確保された電力への接続及び立会検査後の修復は受注者にて対応してください。</p> <p>上述に伴い、本件は電力量の増強工事の進捗に関わらず、機材の据付工事の着工及び完了が可能であるため、電源増強工事における許可取得などに起因する形で業務完了の延期は発生しない想定です。ただし、方が一電源増強工事を起因とし業務完了を延期せざるを得なくなった場合、受注者側にて追加的に発生する費用の負担について協議する場を設けます。契約金額については競争条件に関わりますので、事前にやむを得ない理由を十分に確認した上で、増額する金額の妥当性を検討する必要があります。したがって増額の必要性が判明した時点で早急に発注者へ状況を報告してください。</p>
7	別紙参考 機材リスト p.37-p.50	システム図(電気設備)(機 械設備)	<p>見積もりを提出させて頂くにあたっての必要技術情報の収集※作業を現地調査を通じ実施しておりますが、本質問書提出時点で未だ各施設より情報は頂けていない状況です。</p> <p>つきましては発注者様より先方へ応札候補者への情報提供の依頼を頂たく存じます。 (施設側として出せる資料/情報が無く、提供不可とのことであればその旨お知らせ頂ければ幸いです。)</p> <p>つきましては今後頂く情報に対する質問の機会を改めて設けて頂たく存じます。 またそれに基づき応札期日につきまして以下の通りで改めての延長をお願い申し上げます。 (2/17付の訂正公示でお示し頂いたスケジュール感に準じた日程としております。)</p> <p>3/19 (木) 第三回質問提出 (第二回の質問に対する回答予定日3/9 (月) から8営業日後)</p> <p>3/27 (金) 質問に対する回答 (質問から5営業日後)</p> <p>4/09 (木) 入札書提出 (質問に対する回答受領から9営業日後)</p> <p>※以下、工事内容を明確にする為に各施設へ確認を行っている事項となります。 ○既設設備に関する情報(既設図面、入力電力量に関する情報など)：全サイト ○施設様(行政様含む)からの許可：ID5⇒非常口階段付近への室外機設置に対する許可 ID5⇒幼稚園内用具室への室内機設置の許可 ID12⇒ 室内機設置用の壁の設置許可</p>	<p>左記質問を受け、全ての機関に対し、競争参加者の問い合わせへの対応を依頼しました。なお、各施設への確認事項については下記のとおり補足します。</p> <p>①既設図面のうち、建築図面についてはGIGAPODで別途送付します。なお、電気設備図及び機械設備図については資料がありません。</p> <p>②需要電力量については下記のとおりです。</p> <p>ID 施設の需要電力</p> <p>2 40kW 5 80kW 6 35kW 7 25kW 8 40kW 12 65kW</p> <p>・第3回目の質問回答を実施します。ただし第3回目の質問回答以降、選定スケジュールの延長は行いませんので留意してください。したがって、選定スケジュールを「説明書の訂正」通番1～5の通り修正します。</p>
8	別紙参考 機材リスト p.37-p.50		<p>ID6に於いて既設の温水配管が非常に古く(1970年設置)配管内の不純物が機器を損傷する可能性があります。それを避けるために配管系統に不純物を除去するフィルタ設置が必要と判断されることから、見積条件を揃える意味で同作業を必要項目として入札説明書内に明記頂たく存じます。</p> <p>※ご参考：ID6 既存温水配管（現地視察時撮影）</p> 	<p>ご理解の通り、配管系統に不純物を除去するフィルタ設置が必要です。したがって、全ての据付先施設について配管内へストレーナー(メッシュ40)を設置してください。設置箇所については「説明書の訂正」通番9を参照ください。</p> <p>なお、見積条件は「第9 経費に係る留意点」3.その他留意事項 「(2) システム図は参考図であり、応札者は入札に先立ち必要な調査を行い、適切な見積と工事計画を行うこと。」の記載の通りです。競争参加者自身で、据付先施設の既設設備及び通番5の据付先施設側の対応事項を確認の上、据付工事に際し必要な作業を見積って下さい。</p>
9	訂正公告内 入札説明書 p.6	入札説明書 第1 入札手続き 2. 手続き全般に係る事項 (2) 日程 4. 競争参加資格確認申請書の提出	<p>競争参加資格確認申請書の提出期限に関して、2026/3/23(月)正午までメールにて提出との記載がございますが、同日より前に提出することを容認頂たく存じます。可能であれば本質問書に対する回答を頂くタイミングより提出可とさせて頂ければ幸いです。</p>	<p>競争参加資格確認申請書については、提出期限日より前に提出することが可能です。したがって、本回答掲載後に提出することも可能です。</p>
10	訂正公告内 入札説明書 p.16	入札説明書 第1 入札手続き 16. 様式 (1)入札手続に関する様式 6) 委任状	<p>左記項目内に記載のある委任状に関して、下記をご教示願いますようお願い申し上げます。</p> <p>・委任状の宛先は「契約担当役/理事」との理解でよろしいでしょうか。 ・フォーマット内には「分任契約担当役/所長/副所長」との記載もございますが、然るべき宛名につきご教示願います。 ・受任者を複数名記載することは問題なしとの理解で宜しいでしょうか。 (何れも委任者と同一法人に在籍する者を想定しております。)</p> <p>・提出先において「フォーマット」に記載のある脚注は不要との理解で宜しいでしょうか。 記入した様式に、いつ、どの様な形で提出が必要となるかご教示願います。</p>	<p>下記の通り回答します。</p> <p>・委任状の宛先は「契約担当役/理事」との理解で問題ありません。 ・受任者を複数名記載することは問題ありません。 ・提出先において脚注は削除して問題ありません。</p>
11	訂正公告内 入札説明書 p.56	別紙2-2 積算様式(案)	<p>記入した様式は、落札後にexcelファイルで発注者へメール提出してください。メールの宛先については、入札会後に別途JICAより落札者へ通知します。</p>	<p>記入した様式は、落札後にexcelファイルで発注者へメール提出してください。メールの宛先については、入札会後に別途JICAより落札者へ通知します。</p>
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	p.2	第1 入札手続き 2. 手続き全般に係る事項 (2) 日程	4. 競争参加資格確認申請書の提出 2026/3/23 (月) 正午まで	4. 競争参加資格確認申請書の提出 2026/4/13 (月) 正午まで
2			5. 入札書提出 2026/3/23 (月) 正午まで	5. 入札書提出 2026/4/13 (月) 正午まで
3			6. 入札執行 (入札会) の日時 2026/3/26 16:00	6. 入札執行 (入札会) の日時 2026/4/16 16:00
4			なし	9. 入札説明書に対する質問提出 (第3回) 2026/3/23 (月) 正午まで 授受方法 メール メール件名 【3回目質問】 (調達管理番号)_(法人名)
5			なし	10. 質問に対する機構からの回答 (第3回) 2026/3/30 (月) 16時以降
6	p.13	第2 業務仕様書(案) 3. 履行期間	2026年4月上旬から2026年8月上旬 (4か月)	2026年4月下旬から2026年8月下旬 (4か月)
7	p.14	第2 業務仕様書(案) 6. 成果物・業務提出物等	入札説明書p.15及び16の通り	第3回訂正公告で掲載した業務仕様書(案)の通り差し替えます。
8	p.39-50	第2 業務仕様書(案) 別紙1-3: システム図(機 械設備)	入札説明書p.39-50の通り	第3回訂正公告で掲載した内容の通り差し替えます。

— : ウクライナ側 (1次側)
— : 受注者側工事

①一次側グリッド
(Power Company)

②既存配電盤 or 並列電源ボード



③ヒートポンプ用
分電盤

④HP:ヒートポンプ

フェーズ2 ロット1 電源工事区分

業務名称：ウクライナ向けヒートポンプ式暖房システムの調達及び設置業務（フェーズ2 ロット1）

（公告日：2026年1月23日 調達管理番号：25a00787）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P17-P22	参考銘柄①Panasonic 内機/外機	「特に必要になる仕様」に記載されている通り、Refrigerant = R32 or R290であれば、参考銘柄②と同様、参考①のR290以外にも、R32タイプの同サイズでも問題ないと理解しますが、ご確認をお願いします。Panasonic の場合、16kW/R32モデルでは、(1)型番WXC-16K9E8/WH-UXZ16KE8 及び(2)型番WH-MXC16J9E8 ありますので、参照モデルに追加承認をお願いします。Refrigerant以外の仕様も満たしています。（参照カタログ：英語） file:///C:/Users/3910696/Downloads/UK--INTRO-AQUAREA-GEN-24.pdf (P61 & P56) 尚、参照カタログはウクライナ語でも準備できます。	左記の(1) 型番WXC-16K9E8/WH-UXZ16KE8 及び(2)型番WH-MXC16J9E8 は入札公告記載のR290冷媒機種と性能は同等と判断しますので、承認します。したがって入札説明書 第2 業務仕様書(案)を下記「説明書の訂正」の通り変更します。
2	P15 (及び、P39/P41/P43/P45/P47/P49)	5. 業務実施上の重要事項	(1)システム図は参考図であり、機材据付工事に先立ち受注者は現地の状況を確認し、適切な機材据付工事計画を行うことと記載ありますが、各施設の必要な仕様・能力を満たす限り、必ずしもシステム図通りの機材配置でなくても問題ございませんでしょうか？特に-15℃におけるRequired Total Heating Capacity (要求全加熱能力)を満たす限り、必ずしもシステム図通りの内/外機台数でなくとも良いと理解しますが、ご確認をお願いします。	各施設の必要な仕様・能力を満たす限り、必ずしもシステム図通りの機材配置でなくても問題はありませぬ。ただし、据付工事を行う機材についてはRequired Total Heating Capacity (要求全加熱能力)だけではなく、別紙1-1 参考機材リストの表中「特に必要な仕様」を全て満たす必要があります。その他、設備基礎の設置、メンテナンスを考慮した室外機のフェンス、適切な貫通スリーブ等を考慮し、設置先施設からも理解を得た上で適切な機材据付工事計画を作成してください。（入札説明書第2業務仕様書6. 成果物・業務提出物等 参照）
3	P14, P15 及び別紙1, 2	4. 業務の内容 (2)機材の設置 (3)機材据付工事 及び、別紙1, 2	基礎工事・設置工事に関する質問3つです。①既存のボイラー、配管など暖房設備は、取り外し必要でしょうか？ ②必要な電力供給量はそれぞれのサイトで確保されていますでしょうか？ ③ウクライナの冬の気候では、外機からのdrainage の凍結も想定されますが、凍結回避の手段は特に指定ございますでしょうか？	①既存ボイラー、配管はヒートポンプとの並列運転及びバックアップとして引き続き使用する前提であるため、取り外しは不要です。②ヒートポンプ設置にかかる電力供給に際し、各施設は電力容量の増強を前提としています。ただし、施設側にて電力容量の増強を行う想定です。③外機からのDrainageについては特に凍結回避の手段を指定しませんが、適切な凍結対応を提案してください。
4	第2業務仕様書(案) p.14-p.15	4. 業務の内容	各サイトに於いて参考銘柄として記載されている機器が運転出来る電力が確保されていますでしょうか。仮に受電容量アップが必要となる場合は発注者様にて対応いただく認識でよろしいでしょうか。	項番3の通り、各施設は電力容量の増強を前提としていますが、施設側にて受電容量の増強を行います。
5	第4契約書(案) 第15条 p.58	天災その他不可抗力の扱い	契約履行中に各サイトで受電容量アップが必要となる事象は不可抗力と見なされると認識しております。仮に受注者が改善のための必要工事を行う際、同認識に基づく契約金額、履行期間延長等の契約変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	項番3の通り、各施設の受電容量の増強は施設側で対応します。したがって、本件の業務仕様書には各施設の受電容量増強のための工事業務は含めません。
6	第4契約書(案) 第15条 p.58	天災その他不可抗力の扱い	徴兵や戦争被害等に起因する予測不可な人員(工事作業員や設計担当者)の欠員は不可抗力と見做され、契約条件の見直しが可能となるとの理解でよろしいでしょうか。	受注者の責に抛らない遅延及び予想困難な外部要因については不可抗力と見なします。ただし、判明した時点で早急に発注者へ報告してください。契約条件のうち、スケジュールおよび対応方針については受注者と発注者間で協議します。契約金額については競争条件に関わりませんので、事前にやむを得ない理由を十分に確認した上で、増額する金額の妥当性を検討する必要があります。
7	第4契約書(案) 第15条 p.58	天災その他不可抗力の扱い	軍による通行止めなどウクライナ国内の予想出来ない交通規制は不可抗力とみなされますでしょうか。	項番7の通りです。
8	別紙参考機材リスト p.37-p.50	システム図(電気設備)(機械設備)	各サイトごとのシステム図(電気設備)(機械設備)に記載されている空調機台数で必要暖房能力を満たすとの理解で良いでしょうか。負荷計算書等の根拠となる資料の提供をご共有ください。	システム図はあくまでも参考図ですので、別紙1-1 参考機材リストの表中「特に必要な仕様」欄に記載のTotal heating capacity (外気温度-15℃条件下)を満たす設置台数を算出してください。また、各サイトの現況調査から判断しTotal heating capacityを設定しているため、負荷計算書はありません。
9	別紙参考機材リスト p.37-p.50	システム図(電気設備)(機械設備)	各サイトにおける温水搬送動力は参考銘柄として記載されている機器に内蔵されているポンプのもので満たされると理解して良いでしょうか。追加のポンプは必要でしょうか。	参考銘柄の機器に内蔵されているポンプのみならず、新設するヒートポンプ暖房システムの温水循環ポンプは、室内機から温水配管(往・還)を接続する既存取り合い点までのポンプ揚程を確保してください。各サイト内の暖房システムはそのまま継続使用しますので、取り合い点以降の既存温水配管の循環ポンプは稼働する前提です。
10	別紙参考機材リスト p.37-p.50	システム図(電気設備)(機械設備)	室外機、室内機共に参考銘柄として記載されている機器が設置出来る十分なスペース、足場の強度などが担保・確保されていると理解して良いでしょうか。壁を取り壊してのレイアウト変更など大掛かりな建築工事は行わずして据付が出来ると理解して良いでしょうか。	機器が設置出来る十分なスペース、足場が設置可能であることを図面・書類から確認済みですが、「第3 経費に係る留意点」3.その他留意事項 「(2)システム図は参考図であり、応札者は入札に先立ち必要な調査を行い、適切な見積と工事計画を行うこと。」の記載の通り、壁を取り壊してのレイアウト変更の有無は、競争参加者自身で最終的な確認を行って下さい。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	別紙参考 機材リスト p. 37-p. 50	システム図(電気設備)(機 械設備)	ヒートポンプ用制御盤(参考銘柄記載のコントローラを収納する盤)について記載が有りませんが、設置場所は受注者が決めて良いのでしょうか。	ヒートポンプ制御盤は、各サイトの室内機を設置する機械室内に設置して下さい。
12	別紙参考 機材リスト p. 37-p. 50	システム図(電気設備)(機 械設備)	新設する分電盤の設置位置について、図面上は屋外設置と読み取れますが、この理解であっているのでしょうか。この設置位置は漏電などのリスクを鑑みて必要と判断した際には変更して良いのでしょうか。	ご理解の通り、各サイトで新設する分電盤の設置位置は図面の通り屋外に計画されています。ただし、現場の状況や漏電などのリスクに鑑みて必要と判断された場合は、新設する分電盤を、室内機を設置する機械室内に設置することも許容します。
13	p. 4	5. 入札説明書に対する質 問及び回答	見積精度および入札の公平性確保の観点から、本質問書の提出以降も、技術的な内容に関して確認すべき事項が生じた場合の問い合わせの機会を設けていただきたく願います。また、その場合の照会先に関してもご教示ください。 [背景] 本案件は複数都市に跨る全6サイトが対象であり、各サイトにおける現地調査および技術的な必要作業の精査に相応の時間を要することが見込まれており、本質問書の提出以降も同作業が継続して実施されることから上記を申し入れる次第です。	左記の質問を受け、入札スケジュールを下記の通り変更します。 ①技術的な内容に関して確認すべき事項が生じた場合の問い合わせの機会として、質問回答を再度実施します。希望する場合は「説明書の訂正」通番4を参照し、2026年3月2日の正午までに質問を提出してください。回答は2026年3月9日に掲載します。 ②①に伴い、競争参加資格確認申請書の提出及び入札書提出、入札執行(入札会)の日時を変更します。詳細は「説明書の訂正」通番1、2及び3を参照して下さい。
14	p. 3	2. 手続き全般に係る事項 (2) 日程 5. 入札書類提出	本案件が公示された直後より全サイトでの現地調査を開始し、応札に当たり必要となる各サイトの受電容量・暖房システム・現況図等の詳細技術データの取得、及び現場責任者との調整を進めておりますが、各サイトからのフィードバックが適時為されるかは不明瞭であり、それに伴う情報収集の遅れが懸念されます。 つきましては現状3/2(月)正午迄と規定されております入札書提出につき、上述のサイト側の事由等により同対応が困難な場合、現在の提出期限の一週間前迄(2/23(月))にその理由、及び希望延長日数を発注者様の選定手続き窓口へ連絡させて頂き、それに基づく提出期限の延長を検討頂く案をお受け頂きたく存じます。 (正確な見積作成には以下の要素が不可欠との認識であり、全応札者が公平な情報を得ることが適正な入札価格にも繋がると考え上記を申し入れる次第です。) [見積りを行うにあたり十分な確認が必要な事項] ・既設建物の電源に関する情報(現況の受電容量、受電容量アップの可否、所用時間など) ・既設暖房機器に関する情報(ラジエータ、ボイラに関する情報(暖房能力、設置場所など) ・建物に関する情報(壁など躯体の材質、強度、配管経路、配線経路、障害物の有無など) ・新設機器設置に関する情報(設置場所のスペース、設置方法、安全性、既設設備への接続箇所など)	項番13の通り、技術的な内容に関して確認すべき事項が生じた場合は「説明書の訂正」通番4を参照し質問を提出してください。また、競争参加資格締切日及び入札会の日時も項番13の通り変更します。
15	p. 6	6. 競争参加資格 (4) 再委託	左記項目内に「本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能」との記載がございますが、「補助的」と見なされる業務内容をご教示ください。	左記の質問を受け、「説明書の訂正」通番6の通り修正します。
16	p. 13	16. 様式 (1) 入札手続に関する様 式	左記項目内に記載がございます、1)機密保持誓約書、6)委任状の提出に関して、提出期限・方法(メール等)をご教示ください。	1)機密保持誓約書については、今回提出は不要です。6)委任状は、委任する権限を行使するまでに競争参加資格確認申請書と合わせメールでe_sanka@jica.go.jpまで提出してください。
17	-	-	本件(技術協力案件)履行に必要なウクライナ国閣僚会議事務局からの諸書類(Procurement Plan, Registration Card)は発注者様より受領するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	-	-	上記認識で相違無い場合、発注者様-受注者間の契約締結後から諸書類の受領までどの程度の期間を想定すればよろしいでしょうか。	契約締結後、Procurement Plan及びRegistration Cardの発行には最短で約1か月を見込んでいます。
19	-	-	上記想定期間を超えての諸書類を受領することとなる場合、不可抗力との扱いで契約金額、履行期間延長等の契約変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	契約金額については競争条件に関わりませんので、事前に受注者の責に抛らないやむを得ない理由を十分に確認した上で、増額する金額の妥当性を検討する必要があります。履行期間は遅延の理由に関わらず業務の完了まで延長を行います。成果物の提出期限に関しては、遅延の理由が受注者の責によらないのであれば、延長に際し発注者・受注者間で協議が必要になる点に留意してください。

説明書の訂正

通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	p. 3	第1 入札手続 2. 手続き全般に係る事項 (2) 日程	4. 競争参加資格確認申請書の提出 2026/3/2 (月) 正午まで	4. 競争参加資格確認申請書の提出 2026/3/23 (月) 正午まで
2			5. 入札書提出 2026/3/2 (月) 正午まで	5. 入札書提出 2026/3/23 (月) 正午まで
3			6. 入札執行 (入札会) の日時 2026/3/5 17:00	6. 入札執行 (入札会) の日時 2026/3/26 16:00
4			なし	7. 入札説明書に対する質問提出 (第2回) 2026/3/2 (月) 正午まで 授受方法 メール メール件名 【2回目質問】 (調達管理番号) _ (法人名)
5			なし	8. 質問に対する機構からの回答 (第2回) 2026/3/9 (月) 16時以降
6	p. 6	6. 競争参加資格 (4) 再委託	再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。	業務仕様書「4. 業務の内容」のうち、(2)機材の設置 及び(3)機材据付工事 について再委託を認めます。(1)機材ならびに材料の調達 については、機材の製造業務及び設置場所への配送業務を再委託することも認めます。
7	p. 14	第2 業務仕様書 (案) 3. 履行期間	2026年 3月下旬から 2026年7月末 (4 か月)	2026年4月上旬から2026年8月上旬 (4か月)
8	p. 15	第2 業務仕様書 (案) 4. 業務の内容	(1)機材ならびに材料の調達 参考機材リスト (別紙1-1) に記載されたヒートポンプ式暖房システムにかかる機材据付工事ならびに付帯工事に必要な材料の調達 (輸送及び通関業務を含む) を行う。	(1)機材ならびに材料の調達 参考機材リスト (別紙1-2) に記載された、または選定時の質問回答にて発注者が承認したヒートポンプ式暖房システムにかかる機材据付工事ならびに付帯工事に必要な材料の調達 (輸送及び通関業務を含む) を行う。
9	p. 15	第2 業務仕様書 (案) 5. 業務実施上の留意事項	(1)別紙 1 に記載の銘柄のいずれかの製品を納入すること。	(2)別紙 1 に記載の銘柄または選定時の質問回答にて発注者が承認した銘柄のいずれかの製品を納入すること。
10	p. 15	第2 業務仕様書 (案) 6. 成果物・業務提出物等	入札説明書p. 15及び16の通り	訂正公告で掲載した業務仕様書 (案) の通り差し替えます。